

AAP NEWS LETTER

Alliance
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL : www.aapjp.com E-mail : info@aapth.com TEL : +66- (0)-2-261-8182

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.

▶ 自治体の海外拠点設立について

近年、自治体の海外拠点設立が活発となっております。多くの自治体が外国人観光客誘致、地場産品の海外販路開拓などの活動を行っています。また、地域経済活性化のために地元中小企業の海外展開を積極的に支援し、いかに外需を取り込むか。成長著しい新興諸国の市場を対象に自治体も支援策を考えています。

当社が拠点を構えるタイも例外ではありません。成長著しい東南アジアの中心に位置するという地理的な優位性、製造業のみならず幅広い日系企業が進出している事、訪日旅行者が増加している点などから海外現地拠点をタイに構え ASEAN 全域を活動範囲とする自治体が増加しております。自治体の海外拠点には、大きく分けて以下の3つの形態が考えられます。

① 独自事務所型

自治体が海外に職員を駐在させて単独
または共同で事務所を設置運営しているもの

② 機関等派遣型

JETRO 等の他機関が運営する海外事務所等に
駐在員として職員を派遣しているもの

③ 業務委託型

自治体職員は駐在せず、現地企業等に業務を
委託しているもの

コストが抑えられ、自治体職員では対応が難しい専門的な経済案件やマンパワーが必要な事案に対応できることから業務委託型を選択する自治体が増加しております。

AAPグループは、タイ・ベトナム・インドネシア・インド・メキシコと各国にグループ拠点を構えている事、2004年の創業以来400社を超える多くの日系企業の進出支援を行ってきた事を評価いただき現在では、島根県・鳥取県・大阪府より業務委託を受け各自治体の現地拠点として業務を提供しております。

今回は、2014年9月より業務を行っている島根・ビジネスサポート・オフィスの支援内容を簡単に紹介させていただきます。本業に隣接する既存進出企業や新規進出企業への情報提供やサポートは当然ながら直接投資以外の支援も行っております。

● 生産委託・外注先開拓の要望

1) BOI・工業省・その他関連団体のネットワークを利用しな

がら候補先について情報提供。

2) 情報提供後、利用者の現地視察時のアテンド及び通訳対応の支援実施。

製造業以外の支援も対象であるため、商品の輸出支援も実施。直近では島根の地酒の輸出をサポートし、当社セミナールームにてプレスを招待し新酒発表会を実施いたしました。

● 案件開拓の取り組み

展示会情報の提供・アテンド、県内企業海外視察ミッションのアテンド、日系企業との取引や合併に興味があるタイローカル企業を定期的に訪問しニーズの掘り起こしを行っています。年3回程度島根に担当が出張し、県内企業の海外進出に関するマインドやニーズを拾い起こすための勉強会やミニセミナーを行っています。(企画・コーディネイト・講師を担当)

今回は、自治体の海外拠点の状況と当社の取り組みを紹介させていただきました。各自治体も様々な海外展開の支援を行っておりますので、必要に応じて上手くご活用ください。

また、皆様の親会社が本社を置く日本の自治体でもアセアンへの拠点設置事業を検討している・取り組みに興味があるというような話がありましたら、ぜひご一報いただけますと幸いです。



目次 INDEX

- 自治体の海外拠点設立について…………… P1
- タイビジネス関連法令…………… P2-4
- Pakinnaka 法務…………… P5
- オフィスで使えるタイ語…………… P6
- 泰国自然探訪…………… P6
- タイビジネスインタビュー…………… P7
- Saiyo の求職者情報…………… P8
- AAPC の不動産情報…………… P9-12
- AAP INSURANCE NEWS…………… P13



タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 26

คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

คำพิพากษาฎีกาที่ 569/2547

はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

最高裁判所判例 第569/2547号

คำวินิจฉัย

ลูกจ้างทำงานกับนายจ้างติดต่อกันมาประมาณห้าปีเศษตั้งแต่วันที่ 13 พฤศจิกายน 2538 ถึงวันที่ 17 มีนาคม 2544 ต่อมานายจ้างทำสัญญาใหม่ มีข้อความระบุว่าลูกจ้างเริ่มทำงานตั้งแต่วันที่ 17 มีนาคม 2544 และกำหนดสิ้นสุดการทำงานตามสัญญาวันที่ 15 มิถุนายน 2545 หรือสิ้นสุดงานโครงการ เมื่อกำหนดเวลาสิ้นสุด สัญญาเป็นอันเลิกต่อกัน ไม่ต้องบอกกล่าวล่วงหน้า การเลิกจ้างตามสัญญานี้ นายจ้างไม่ต้องจ่ายค่าชดเชย และลูกจ้างไม่มีสิทธิเรียกค่าชดเชยจากนายจ้าง เห็นได้โดยชัดแจ้งว่ามีวัตถุประสงค์ที่จะหลีกเลี่ยงไม่จ่ายค่าชดเชยให้แก่ลูกจ้างตามสิทธิที่พึงได้รับตามพรบ.คุ้มครองแรงงานฯ มาตรา 118 ขัดต่อความสงบเรียบร้อยตกเป็นโมฆะ

審査結果

従業員が1995年11月13日から2001年3月17日まで5年間余り雇用主と一緒に勤務してきたが、雇用主は新たに雇用契約を締結し、当該従業員が2001年3月17日から勤務し、2002年6月15日に勤務を終える又はプロジェクト業務終了と雇用契約書に記載した。雇用契約期間が満了すれば、予告なしで雇用契約は終了するが、雇用主はこの契約に基づく解雇で従業員に解雇手当を支払う必要がなく、従業員も雇用主に対して解雇補償金を請求する権利はない。これは明らかに労働者保護法第118条に基づく解雇手当の支払いを回避する目的で、平和と秩序に反するために無効である。

<อ้างอิง>

ข้อเท็จจริง

โจทก์ได้เข้าทำงานให้กับจำเลยตั้งแต่วันที่ 13 พฤศจิกายน 2538 ถึงวันที่ 17 มีนาคม 2544 เป็นเวลา 5 ปีเศษ จำเลยผู้เป็นนายจ้างได้ทำสัญญาจ้างงานใหม่ที่มีกำหนดระยะเวลาเท่ากับโจทก์ผู้เป็นลูกจ้าง โดยในสัญญานับนี้มีเนื้อความระบุว่า ลูกจ้างได้เริ่มทำงานเมื่อวันที่ 17 มีนาคม 2544 และให้สัญญาสิ้นสุดลงเมื่อวันที่ 15 มิถุนายน 2545 หรือสิ้นสุดงานโครงการ และเมื่อระยะเวลาจ้างสิ้นสุดลงแล้ว ให้สัญญาจ้างเป็นอันสิ้นสุดโดยทั้งสองฝ่ายไม่จำเป็นต้องบอกกล่าวล่วงหน้า จำเลยโต้แย้งว่า โจทก์ทำงานเป็นลูกจ้างของจำเลยเพียงระยะเวลาปีเศษ ไม่จำเป็นต้องจ่ายค่าชดเชยเลิกจ้างให้กับโจทก์ และโจทก์ก็เข้าใจด้วยดีว่า การดังกล่าว โจทก์ไม่มีสิทธิที่จะเรียกร้องค่าชดเชยเลิกจ้างได้

คำตัดสินของศาลแรงงาน

การที่จำเลย(นายจ้าง)ได้เลิกจ้างโจทก์(ลูกจ้าง)ซึ่งทำงานติดต่อกันมา 6 ปี แต่ไม่ครบ 10 ปี โดยไม่จ่ายค่าชดเชยเลิกจ้าง ศาลพิพากษาให้ จำเลยจ่ายค่าชดเชยเลิกจ้างไม่น้อยกว่าค่าจ้างอัตราสุดท้ายจำนวน 240 วัน หรือ เป็นเงิน 527,200 บาท พร้อมดอกเบี้ยอัตราร้อยละ 15 ต่อปี นับแต่วันฟ้อง เป็นต้นไปจนกว่าจะชำระเสร็จแก่โจทก์

คำตัดสินของศาลฎีกา

การที่จำเลยมีการทำสัญญาจ้างงานใหม่กับโจทก์โดยมีเนื้อความตามข้างต้น เป็นที่เห็นได้ว่า มีวัตถุประสงค์ที่จะหลีกเลี่ยงการจ่ายค่าชดเชยเลิกจ้าง ตามกฎหมายคุ้มครองแรงงาน มาตรา 118 ถือได้ว่าเป็นการขัดต่อความสงบเรียบร้อยของประชาชน ตามประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ มาตรา 150 (ที่ระบุว่า การใดมีวัตถุประสงค์ เป็นการต้องห้ามขัดแจ้งโดยกฎหมายที่เป็นการขัดต่อความสงบเรียบร้อยหรือศีลธรรมอันดีของประชาชน การนั้นเป็นโมฆะ) สัญญาดังกล่าว จึงตกเป็น โมฆะ

นอกจากนี้ ในการคำนวณระยะเวลาทำงานของลูกจ้าง จะต้องนับระยะเวลาของสัญญาจ้างเดิมรวมเข้าไปด้วย (ตามกฎหมายคุ้มครองแรงงาน มาตรา 20 ที่ระบุว่า ไม่ว่านายจ้างจะให้ลูกจ้างทำงานหน้าที่ใด และการจ้างแต่ละช่วงมีระยะห่างกันเท่าใดก็ตาม ให้นับระยะเวลาการทำงานทุกช่วงเข้าด้วยกัน) เช่นนี้ ระยะเวลาการทำงานของโจทก์จึงเป็น 6 ปีแต่ไม่ครบ 10 ปี ดังนั้น การที่ศาลแรงงานตัดสินว่า โจทก์มีสิทธิได้รับค่าชดเชยไม่น้อยกว่า 240 วันนั้น ศาลฎีกาพิจารณาว่า ชอบโดยกฎหมายแล้ว คำอุทธรณ์ของจำเลยนี้ฟังไม่ขึ้น

<参考>

事实内容

原告は、被告の会社で1995年11月3日から2001年3月17日までの5年弱、勤務した。雇用主である被告は、労働者である原告と期間の定めのある新たな雇用契約を締結した。本契約にて、労働者が2001年3月17日から勤務を開始し、本契約終了が2002年6月15日までまたは会社のプロジェクト業務終了までとなり、また雇用期間終了において、当事者双方が事前通知する必要はなく、本契約が終了となることを定めた。被告は、原告が被告の労働者として1年弱勤め、本雇用契約の終了により、原告に解雇補償金を支払う必要はなく、これに対し、原告が解雇補償金請求権を有しないことを原告も十分に理解した、と主張した。

労働裁判所の判断

被告（雇用主）が、勤続6年以上10年未満の原告（従業員）に対し、解雇補償金を支払わず契約を終了したことについては、裁判所は、被告が原告に最終賃金の240日分以上、あるいは、527,200パーツの解雇補償金および提起日から支払完了日までの年率15%を支払うよう、命じた。

最高裁判所の審議

被告が、原告と上記の内容で新たな雇用契約を締結した行動が、労働者である原告が労働保護法第118条に基づく解雇補償金の支払いを回避する目的と考えられるため、（法律によって明白に禁止された、公序良俗に反する目的を持った行為は、無効となると規定ある）民商法典第150条に基づき公序良俗に反するとみなされ、当該契約は無効とされる。

また、労働者の勤務期間の計算は、（使用者が労働者に対し果した業務内容及び各雇用期間の間の休止期間の長さに関わらず、全ての労働時間を合計すると規定ある労働保護法第20条に基づき）以前の雇用契約の期間を遡って計算しなければならない。とすると、原告の場合、勤務期間は6年以上10年未満となる。したがって、労働裁判所が、労働者である原告人が労働保護法第118条に基づき最終賃金の240日分以上の解雇補償金を受領する権利を有すると判断したことは合法で、被告人の控訴内容が不合理である、と最高裁判所は審議した。

ภาษีเงินได้นิติบุคคล กรณีบริษัทจ่ายเบี้ยประกันชีวิตให้กรรมการ
(มาตรา ๖๕ ตรี (๓) และ (๑๓) แห่งประมวลรัษฎากร)

法人税 (取締役のために生命保険料を支払う場合)
(歳入法典第65条第3稿(3)および(13))

ข้อหารือ

บริษัท A แจ้งว่า บริษัท A ได้เสนอผลิตภัณฑ์ประกันชีวิต ให้แก่ลูกค้าซึ่งเป็นบริษัท โดยเป็นการประกันบุคคลสำคัญที่เป็นผู้บริหารระดับสูงเจ้าของกิจการ ผู้ที่ดำรงตำแหน่งสำคัญ หรือพนักงานที่มีหน้าที่หลักในบริษัทดังกล่าว โดยบริษัทลูกค้าจะกำหนดนโยบายเป็นลายลักษณ์อักษร ไม่เลือกทำเฉพาะบุคคลใดบุคคลหนึ่ง มีกำหนดระยะเวลาชำระเบี้ยประกัน ๖ ปี ในความคุ้มครอง ๑๐ ปี บริษัท A จึงขอทราบว่าการันตีลูกค้าของบริษัท A ชื่อประกันชีวิตฉบับใหม่เพิ่มเติมให้แก่กรรมการหรือบุคคลสำคัญของกิจการ ลูกค้าของบริษัท A จะนำค่าเบี้ยประกันชีวิตดังกล่าวมาเป็นรายจ่ายของกิจการเพื่อคำนวณภาษีเงินได้นิติบุคคล ได้หรือไม่

แนววินิจฉัย

กรมสรรพากร ขอเรียนว่า กรณีลูกค้าของบริษัท A ได้จ่ายค่าเบี้ยประกันชีวิตแทนกรรมการของตน หากเป็นกรณีที่ลูกค้าของบริษัท A ต้องจ่ายให้กรรมการทุกคนเป็นการทั่วไป ตามนโยบายที่เป็นไปตามระเบียบสวัสดิการของลูกค้าของบริษัท A แล้ว ลูกค้าของบริษัท A มีสิทธินำเบี้ยประกันชีวิตที่จ่ายนั้น มาถือเป็นรายจ่ายในการคำนวณกำไรสุทธิเพื่อเสียภาษีเงินได้นิติบุคคลได้ ไม่ต้องห้ามตามมาตรา ๖๕ ตรี (๓) และ (๑๓) แห่งประมวลรัษฎากร

相談事項

A社によると、A社は会社法人である顧客に生命保険商品を提案した。この生命保険は上級管理職、事業主、会社の重役又は主要な役職を担う従業員が対象になる。顧客の会社では特定の人物だけを対象としたものではなく会社の方針として文書化し設定する。保険の保証期間は10年間で、保険料の納付期間は6年間である。A社の顧客が会社の取締役又は重役のためにこの新しい保険商品を購入した場合、その保険料は法人税を計算する際に会社の経費として計上することは可能かどうか教えて頂きたい。

審査結果

国税局は次のように回答する。A社の顧客が自社の取締役の生命保険料を支払う場合、A社の顧客の福利厚生に関する規定に従って会社方針として全ての取締役の生命保険料を支払うのであれば、A社の顧客は法人税納付のための純利益計算においてその生命保険料を経費として計上する権利があり、歳入法典第65条第3稿(3)と(13)によって禁止されていない。

お客様に 関心のある法律を簡潔にご説明します。

今月のテーマ：商標登録後の権利

はじめに

前回、商標登録に関する条件について、述べさせて頂きました。今回は、読者が知っておくべき商標登録後に取得する権利を紹介させて頂きたいと思います。

基本的に商標登録申請においては、ご認識のとおり、先に申請をおこなった者に有利な権利があります。なお、当該商標登録者の権利は、商標登録申請日から保護期間 10 年間有効であり、保護期間が期限となったとき、都度期間を更新することができます。更新しないとき、保護期間は終了します。

商標登録完了後に商標所有者が有する権利

商標登録した商標所有者は、次の権利を有します。

1. 民事に関する権利

1.1 既に登録した商標使用の独占権 (商標法第 44 条)

<独占権を侵害するとみなされた判例>

"LEMON GREEN" という商標の所有者が、ライセンスとの間で商標使用許可契約を締結し、管轄機関に商標使用許可の登録をしなかった。所有者が、商標を使用し続けたライセンスに対し、第 44 条に基づき自分の商標を使用した者を提訴する権利を有する。その後、商標を表示する看板に "LEMON" という文字を取り外したものの、その看板は、一般人が見ると、看板の不具合の原因で文字が消えたと誤認識する可能性があるため、所有者の商標の独占権を侵害するとみなされる。

1.2 登録した商標における権利を侵害した者がいる場合の

提訴権及び損害賠償請求権 (商標法第 46 条)

<第 46 条第 1 段落に基づき権利侵害とみなされた判例>

商標所有者は、登録しない商標を模倣され、誠実な権利行使とされている旨の抗議を行ったが、登録をしない所有者は、商標登録をした所有者ほどの権利を有さない。登録をしない所有者は、商標使用者を商標使用及び商標登録で提起する権利を有せず、商標の使用または権利侵害することを防ぐことができない。

1.3 同一または類似の商標の使用を認めていない第三者が 商標使用防止権 (TRIPs 協約第 16 条 (1))

2. 刑事に関する権利

2.1 商標の偽造者に対する起訴権 (商標法第 108 条)

本条は、他人が国内にて登録した商標を偽造した者は、禁

錮 4 年間未満または罰金 40 万バーツ未満、あるいは、その併科に処すると定められています。また、刑法第 273 条は、国内及び国外に登録した商標を偽造した者が禁錮 3 年間未満または罰金 6,000 バーツ未満またはその併科に処すると定められています。他人の商標を偽造し、商標を含む商品の販売をする者または販売をするために商標を含む商品を有した者は、刑事事件として起訴される可能性があります。

なお、国内に商標を登録した場合は、商標法に基づき保護され、商標法第 108 条を特定処罰規定とし、刑法典に基づく処罰を併せる必要はありません。

2.2 商標の模倣者を起訴する権利 (商標法第 109 条)

他者の商標と思わせるために、国内に商標登録した者の商標を模倣する者に対して、禁錮 2 年未満または罰金 20 万バーツ未満、あるいは、その併科に処すると定められています。当該規定は、国外及び国内の商標登録を保護する刑法典の第 274 条の規定内容に一致します。

2.3 商標の偽造または模倣による利益追求 (商標法第 110 条)

第 108 条に基づく商標偽造または第 109 条に基づき商標模倣したものを付した商品を①タイに輸入する者、②販売する者、③販売促進の目的で所持する者、または④販売目的で所持する者、⑤役務の提供もしくは役務の提供を申し出た者は、当該規定に従い処罰される可能性があります。なお、商標法第 110 条に基づく違反の審議は、商品の形態により登録された商標であるかどうか考慮しなければなりません。同一形態で登録された商標であるとき、本条に基づき違反とみなされます。

商標登録をしない所有者に関する権利

商標登録をしない所有者に対しては、法律に基づく商標使用の独占権及び商標侵害防止のための提訴権を与えていません。もっとも、第 46 条第 2 段落に基づき誠実の意思を有する者が、商標の知名度により利益追求のために、国民に商標所有者と誤解させ、商標所有者に損害を与える際、他者の商標を使用し、第三者に商品販売を行う者を訴える権利は消滅しません。

弊社では、商標登録に関する手順のお手伝いをしております。興味をお持ち方はぜひお問い合わせいただければ幸いです。

Pakinnaka (ปकिनกะ) は、タイ語で「種々雑多なもの」を意味します。

パーサータイで話タイ

実際に使えるタイ語の文章を提供しております。



今月のお題 **聞き取れません**

ฟังไม่ทัน ฟานไมตัน

木村
部長

クン ソムジャイ ルー ルアン ガーン ダムヌーンガーン
コー ラッ(プ) ガーン ソンスーム ガーン ロントウン カップ
ピーオーアイ マイ クラッ(プ)

(BOIへの投資奨励申請手続きのことを知っていますか)
คุณสมใจ รู้เรื่องการดำเนินการขอรับการส่งเสริมการลงทุนกับบีโอไอไหมครับ

ソム
ジャイ
秘書

アライナカ チュアイ プー(ト) イークロー(プ) ヌン ダイマイ
カ ファンマイタン カ

(えっ、何ですか。もう一度言ってください。聞き取れませんでした。)
อะไรนะคะ ช่วยพูดอีกรอบหนึ่งได้ไหมคะ ฟังไม่ทันค่ะ

木村
部長

ガーン コー ラッ(プ) ガーン ソンスーム ガーン ロントウン
クラッ(プ)

(投資奨励申請のことです。)
การขอรับการส่งเสริมการลงทุนครับ

ソム
ジャイ
秘書

マイ クーイ ダイイン マー ゴーン ルーイカ ジャローン
チェットーム-ドゥーナカ

(全然聞いたことがありません。確認してみます。)
ไม่เคยได้ยินมาก่อนเลยคะ จะลองเช็คข้อมูลดูนะคะ

ガーンソンスーム 奨励 投資 การลงทุน



POINT

会話する時に相手が言ったことをよく聞き取れなかった場合、再度話を聞きたい時に使われます。また、話のスピードに理解が追いつかないようなイメージがあります。

【例】

ムアギー プー(ト) ワー アライナ?
ฟานไมตัน

さっき何と言っていましたか? 聞き取れませんでした。

เมื่อกี้พูดว่าอะไรนะ ฟังไม่ทัน

コートーカ プー(ト) レウパイ
ฟานไมตัน チュアイプー(ト) ハイ
チャーロン グワーニー ダイマイ カ
すみません。早すぎて聞き取れなかったんです。もう少しゆっくり話してもらっていいですか。

ขอโทษค่ะ พูดเร็วไปฟังไม่ทัน ช่วยพูดให้ช้าลงกว่านี้ได้ไหมคะ

Volume

9

泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるお勧めスポットと、そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

- カンチャナブリの桃源郷「エラワン国立公園」

バンコクから西へ110km、ミャンマーに隣接するカンチャナブリ県は、山々と渓谷に囲まれた自然の宝庫です。カンチャナブリ市街から更に65 kmほど北に位置するエラワン国立公園は、「タイで最も美しい」と言われる滝が有名で、バンコクから公共交通機関のみでアクセスできる利便性もあり、多くの外国人観光客で賑わっています。公園内の滝を巡りながら山を登れるようトレッキングコースが整備されており、滝壺がある七箇所のポイントで川遊びを楽しむことができます。水の中には幼魚の時期だけ古い角質を食べるといった習性を持つ天然のドクターフィッシュが住んでおり、水に身体を浸けてじっとしていると小さな魚が次々と集まり手や足の角質を狙ってつついてくるのに驚かされます。最上流に位置する7番目の滝は石灰棚でできたプールとエメラルドグリーンの水がとりわけ美しいので、公園には時間に余裕をもって入園し、全ての滝を制覇するのがお勧めです(公園

は16時半に閉まります)。カンチャナブリは歴史公園や観光名所が多いため旅行者向けの快適でリーズナブルな宿泊施設が多いのも魅力のひとつです。自然に囲まれたリゾートでリラックスすれば、山歩きの疲れもリセットされることでしょう。



タイで活躍する日系企業を AAP のお客様を中心にご紹介していきます。



vol.2

THAI DAISEN TRADING CO.,LTD

Managing Director

小園 聖さん

にお話を伺いました。

■ 御社の事業内容を教えてください。

大阪にある日本本社の大銃産業株式会社は、昨年 80 周年を迎えました。鋳物、建設、土木、燃料金属機材、化学品などを扱っている複合商社です。

タイ国内では、鋳物工場様向けの主原料販売が主事業です。自動車、家電工場から発生する鋼屑を取扱っております。ローカルの鋼屑収集業社から仕入を行い、日系の鋳物工場様に販売しております。

■ タイ進出のきっかけを教えてください。

弊社客先様が海外進出をする中で、顧客のニーズに合わせたいと感じ、東南アジアに拠点を探していました。リーマンショックや洪水もありましたが、進出の流れは止まらなかった為、弊社も 2013 年にタイ進出することを決意しました。現在、日本人 1 名、タイ人スタッフ 4 名（営業 2 名、経理、ドライバー）で仕事をしています。

■ タイで会社を運営していく上で、苦勞されたことはありますか？

弊社は、日本では鋳物関係の会社の中ではそれなりに知名度はありましたがタイでは実績がありませんでした。仕入先に日本人である私が営業に行っても、「何をしに来たのか？」という様子で、当初はなかなか相手にされませんでした。そこでこちらも取引先からの条件をすべて受け入れ、とにかく商売を始めることで、3 年経った今やっと信頼関係を築けるようになってきました。

■ タイ進出の現状はいかがですか？

タイ経済減速により、販売数量は当初の事業計画の予定には届いていませんが顧客自体は増えておりますし今後販売数量も増えていく見込みです。

現在、自動車産業、鉄関連が伸び悩んでいるので、売上もそれに準じて厳し状況ではありますが、新規進出企業様も少しずつ生産を上げておりますので、今後に期待したいと思います。

■ 御社の強みを教えてください。

現地仕入先と提携して商材を探していますので、仕入先が多面にあります。例えばチョンブリに工場がある客先には、同エリアの近くの取引先を探し輸送コストを抑えるなど、お客様のニーズに応えられるようなマッチングを心がけています。また、仕入れ先とはタイ語でやり取りしますので通訳で時間を取られるといったことはないと感じています。

今年 1 月にはベトナムのダナンに弊社の現地事務所を設立しましたので、今後はタイだけでなく、東南アジアをカバーしていく予定です。

■ 最後にニュースレターを読まれている読者の方へ一言お願いします。

弊社は鋳物工場へ鋼屑及び合金鉄、副資材、機械等を販売する傍ら、ローカル企業と協力し鋼屑発生工場へも鋼屑購入のお手伝いという形で営業しています。既にどこかに鋼屑販売をされている会社様も販売ルートの見直しなどを弊社に御依頼頂きお役に立っている事例もありますので、是非お声掛け頂けましたらありがたく存じます。

—ありがとうございました。



お問い合わせ先

THAI DAISEN TRADING CO.,LTD.

住所： 1 Glas Haus Building 15th floor, Room No.1501/4, Soi Sukhumvit25, Klongtoey-Nue, Wattana, Bangkok 10110 Thailand

Tel : +66-2-260-3342

Fax: +66-2-260-3343

E-mail: s_ozono@daisensangyo.co.jp

今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社
SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.
(サイヨールクルートメント)から過去1週間の推奨人材のお知らせです。

1

女性 22 歳

秘書・総務・コーディネーター

言語 → 英語、日本語：簡単な基礎会話可

希望勤務地 → バンコク・ラカバン・バンプリー

希望給与 → 15,000～18,000 バーツ

2

女性 29 歳

セールスアシスタント・オーバーシーパーチェス

言語 → 英語：社内会話可、日本語：基本会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 35,000 バーツ

3

女性 36 歳

秘書・総務マネージャー

言語 → 日本語：社内会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 50,000 バーツ

4

女性 27 歳

セールスコーディネーター・ロジスティック

言語 → 日本語：社内会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 20,000 バーツ

5

女性 23 歳

セールス・通訳

言語 → 日本語：基礎会話可

希望勤務地 → パトゥンタニ・アユタヤ

希望給与 → 20,000～25,000 バーツ

6

女性 23 歳

コーディネーター

言語 → 日本語：日常会話

希望勤務地 → ラカバン・バンコク

希望給与 → 23,000～25,000 バーツ

7

女性 25 歳

セールスコーディネーター

言語 → 日本語：基礎会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 19,500 バーツ

8

女性 24 歳

セールスコーディネーター・セールス

言語 → 日本語：基礎会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 25,000 バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトで閲覧もできますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせやタイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP → www.saiyo.co.th

TEL → 02-665-7289 ~ 91 FAX → 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd.

➤ タイ経済指標

項目	単位	2013	2014	2015	2016
GDP 成長率	前年比ベ(%)	2.80	0.9	2.8	2.8(15年)
人口*	千人	68,382	67,065	67,293(12月)	67,311(1月)
労働者の数*	千人	39,808	38,963	39,165	38,417(2月)
失業率**	%	0.72	0.84	0.89	0.89(2月)
最低賃金*	バンコク	300	300	300	300
	チョンブリー	300	300	300	300
	アユタヤー	300	300	300	300
	ラヨーン	300	300	300	300
賃金: 全国製造業の平均	パーツ	11,066	12,074	12,305	12,361(2月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	2.19	1.90	▲0.90	▲0.52(2月)
中央銀行政策金利*	%	2.25	2.00	1.50	1.5(3月)
普通貯金率**	%	0.68	0.59	0.56	0.47(3月)
ローン金利(MLR) **	%	7.16	6.96	6.75	6.68(3月)
SET 指数*	1975年:100	1,298.7	1,497.7	1,288.0	1,407.7(3月)
パーツ/100円**	パーツ	31.53	30.77	28.31	30.93(3月)
パーツ/米ドル**	パーツ	30.73	32.48	34.25	35.67(3月)
円/米ドル**	円	97.6	105.84	121.0	115.4(3月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,337,631	884,346	795,905	119,523(2月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,016	1,662	2,237	347(3月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億パーツ	1,027.3	729.4	809.4	92.2(3月)

*期末、**平均

➤ タイ不動産情報

販売物件

No	物件	立地	価格(バーツ)	面積 (㎡)	備考
SC0010	コンドミニアム	オンヌット	2,850,000	30	1BD
SC0020	コンドミニアム	スクンビット 64	3,700,000	36	1BD
SL0370	土地	サムットサーコーン	240,000,000	30 ライ	即
RF0300	工場	サムットプラーカーン	9,500,000	500	即
SF0350	工場	サムットプラーカーン	24,650,000	853	即

賃貸物件:工場と倉庫

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RW0273	倉庫	バンナー	80,000	500	即
RF0330	工場	サムットプラーカーン	145,000	1,070.75	即
RF0030	工場	ランシット	120,000	659	即
RF0282	工場	ラヨーン	102,100	486	即
RF0290	工場	チョンブリー	287,500	1,150	即

賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RO0103	サービスオフィス	アソーク	19,300	8.59	二人用
RO0311	オフィス	シットロム	89,100	165	即
RO1761	オフィス	ラチャダー	176,000	200	即
RO0581	オフィス	シロム	46,900	70	即
RO8164	オフィス	バンラック	57,920	90.5	即

賃貸物件:住居

No	物件名	立地	月の家賃 (パーツ)	面積 (㎡)	備考
SC0011	コンドミニアム	オンヌット	15,000	30	1BD
RC0090	コンドミニアム	アマタなコーン	6,500	33	Studio
RC0103	コンドミニアム	シーラシャ	30,000	50	1BD
RA1330	アパート	エッカマイ	20,000	100	3BD
RA1342	アパート	エッカマイ	65,000	200	3BD

お問い合わせ先

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

担当:

辻(日本語、タイ語)

+66(0)-86-358-7298 tsuji@aapcap.com

キッティカーン(タイ語、英語)

+66(0)-81-989-2206 kittikan@aapcap.com

Property for rent: Condominium in Sriracha (RC1002)

物件種別	コンドミニアム	立地	シーラチャー
全階数	17	階	15
面積	50 m ²	駐車場	1台
家具	有	家賃(パーツ/月)	35,000 パーツ
電気代	公料金	水道代	公料金
契約期間	1年		
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> ・Robinson シーラチャー ・パヤタイ・シーラチャー病院 ・Surasak Montri 公園 		
備考	・Pinthong, Hemaraj, Amata の工業団地へのアクセスが良好		



Google map

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN_aOKHPM1U&usp=sharing

本年より生命保険・損害保険の仲介サービスを始めました。
インシュアランスニュースでは、身近なお金に関する話題をお伝えします。
今回はタイの交通事情のうち、交通事故と補償についてまとめました。
共に働く仲間である、現地従業員の方々へのご理解に、お役立ていただければ幸いです。

タイの交通事情 ～自動車保険～

項目	日本	タイ
人口	1億2千700万人	6千700万人
人口10万人あたりの交通事故死者	4.7人	36.2人
自動車・バイク等の台数	9138万台	3248万台
(内) 自動車	7614万台	1183万台
バイク・3輪等	1195万台	1917万台
公道制限速度	60km/h	80km/h
アルコールが関与する交通事故死	6%	26%
血中アルコール濃度法定制限	0.03%	0.05%

参考: Global status report on road safety 2015(WHO)

強制自動車保険の補償(最大)	日本	タイ
受給対象	自車両運転者は含まない人への補償	自車両運転者含む人への補償
傷害	120万円	8万バーツ
死亡	3000万円	30万バーツ
後遺障害	3000万円	30万バーツ
保険料(自家用小型乗用車)	16350円	645バーツ

参考: 日本損害保険協会
Office of Insurance Commission (Thailand)

任意自動車保険の補償	一般的な補償内容	某社の1級自動車保険
対人賠償	無制限	最大200万バーツ/1人
対物賠償	無制限	最大250万バーツ/事故
死亡傷害(保険対象の運転者・搭乗者)	3000万～5000万円	20万バーツ/1人
保釈保証金	なし	30万バーツ
その他	対物超過修理費用特約や弁護士費用特約等、様々な特約がある	ほぼなし
任意保険の付保率	73.4%	40%

参考: 自動車保険契約都道府県別普及率表(損害保険料率算出機構・2014年)
バンコクの一日の最低賃金・・・300バーツ
1バーツ=3.2円(2016年4月23日時点)

世界保健機関(WHO)が2015年にまとめた交通事故に関するレポートで、
タイは2013年の人口10万人当たりの交通事故死者数が36.2人(WHO
推計値)と世界で2番目に多かったとの報告が発表されています。

(日本4.7人、ドイツ4.3人、米国10.6人、中国18.8人、韓国12人)

この事故の7割がバイク等に起因するものと報告されています。

左記の表から、タイでは自動車よりもバイク等の方が多いことがわかります。

バイク搭乗時、ヘルメットの着用が法律で義務づけられていますが、

報告によると着用率はドライバーで52%、後部席で20%です。

また飲酒に関係する死者数の多さも目に付きませ。

バンコクではタクシー同様、バイクタクシーは非常にポピュラーな移動手段

ですが、お客がヘルメットを着用している光景はあまり目にしません。

渋滞の多いバンコクでは、止まっている自動車の間を、蜂のようにすり抜ける
光景や、後部席に絶妙なバランスで横座りをする女性を多く見かけます。

自動車の強制保険や任意保険の補償についても、日本とは大きく異なります。

基本的に、補償の範囲が異なる3タイプから成り、補償も対人・対物・車両・

傷害と保釈保証金です。日本と異なる点としては、物への賠償保険金額の方が

人よりも高額なこと、また事故を起こした加害者は警察に逮捕されることがあるため

保釈保証金の補償がセットされている、などがあります。

タイの交通死亡事故の平均賠償額は30～50万バーツですが、外国人が

事故を起こした場合は高額な請求をされることもあるそうです。

弊社では個人向けの自動車保険も取り扱っております。

マイカー通勤規定を満たす補償内容のご相談、お見積りなど
お気軽にお問い合わせくださいませ。

[お問い合わせ先]

日本人プランナー(日本語)

藤木 亜矢子

Mail: fujiki@aapth.com

Mob: +66(0)-63-215-4015

Tel: +66(0)-2-261-8182 (内線152)

タイ人プランナー(タイ語)

ワニダ・チャンコン

Wanida・Changkhong

Mail: wanida@aapth.com

Tel: +66(0)-2-261-8182 (内線151)



AAP 保険部スタッフ